

転出届 (郵送用)

飯田市長

令和 年 月 日

特例による転出 (マイナンバーカードまたは 住基カードをお持ちの方のみ)	希望する・希望しない	特例による転出を希望される方は 必ず「希望する」に○をしてください。
--	------------	---------------------------------------

これからの住所 (方書・アパート名等)	これからの世帯主
いままでの住所 飯田市 (方書・アパート名等)	いままでの世帯主
本籍	筆頭者

異動年月日	令和 年 月 日 (これからの住所に住み始めた日)
-------	---------------------------

転出する人すべての氏名	ふりがな	生年月日	性別	続柄	マイナンバーカード 住基カード
1		年 月 日	男・女		有・無
2		年 月 日	男・女		有・無
3		年 月 日	男・女		有・無
4		年 月 日	男・女		有・無
5		年 月 日	男・女		有・無

届出人	ふりがな	
	氏名 (署名)	印 (署名又は押印が必要です)
	住所	(□これからの住所に同じ)
	電話番号	— — (昼間連絡がとれる電話番号)

注意事項

- ①本人確認書類(運転免許証・旅券・在留カード・マイナンバーカード・写真付き住基カード等)のコピーを同封してください。
- ②飯田市発行の印鑑登録証・国民健康保険証等をお持ちの方は、同封してください。
- ③本人または世帯主が届出してください。
- ④手数料は、不要です。
- ⑤返信用封筒に送付先を記入し、切手を貼ったものを同封してください。(特例による転出の場合は不要)

【特例による転出届】…転入時に転出証明書の提出が不要となる転出届のこと

- ①特例による転出ができるのは、転出する方の中にマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードをお持ちの方がいる場合に限りです。
- ②特例による転出届ができるのは、住み始めた日から14日以内です。
(住み始めた日から15日以上過ぎている場合は、通常の転出届と同様に転出証明書を利用した手続きになります。)

郵送先: 〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534番地 飯田市役所市民協働環境部市民課
電話: 0265-22-4511 (内線 5414・5415)